令和6年度 公文書開示状況(令和6年11月決定分)

保健医療局

表の見方

<決定区分>について

・開示、一部開示、不開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

< (根拠規定)条例7条>について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。
- 7条1号 法令秘情報
- 7条2号 個人情報
- 7条3号 事業活動情報
- 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
- 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 7条6号 行政運営情報
- 7条7号 任意提供情報
- 7条8号 特定個人情報
- 7条9号 死者の個人番号

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、○○と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の総枚数>について

・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

令和6年度 公文書開示(11月決定分)保健医療局

		III開示(11月決定分)保健医療局 │					(;	根拠規	定)条	例7彡	ż		
請求	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開部示開示	開伊	_ <i>か</i> い	1 2 号 号	3 4 号 号	5 6 号 号	7 号号	8 9 号	不開示理由等 5	所管局部課
R6. 10. 19	R6. 11. 1	1 水痘帯状疱疹ウイルス (VZV) の存在を証明する科学的根拠、論文等 2 水痘帯状疱疹ウイルスが、ヒトからヒトに感染するという科学的根拠、論文等 3 水痘ワクチンに効果があるという科学的根拠、論文等 4 水痘ワクチンが安全であるという科学的根拠、論文等			1	否						文書不存在(該当する情報が存在しない)	保健医療局態 染対策部防療 課
R6. 10. 22		薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器販売業・貸与業台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和6年9月20日から令和6年10月20日までに、新規に開設を許可した施設(ただし、廃業を除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤許可年月日及び⑥許可の別(高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳のみ)に限る。) 実際 一次の事業 一次の事	10	1									保健医療局份 健政策部保修 政策課
R6. 10. 22	R6. 11. 5	多摩地域(町田市及び八王子市を除く。)における一般診療所台帳及び歯科診療所台帳のうち、令和6年9月20日から令和6年10月20日までに、新規に開設の届出を受けた施設(廃止を除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設届出年月日及び⑥診療科目に限る。ただし、上記期間内に該当する施設が存在した場合に限る。 に該当する施設が存在した場合に限る。 多摩地域(町田市及び八王子市を除く)における一般診療所台帳及び歯科診療所台帳のうち、令和6年9月20日から令和6年10月20日までに、廃止の届出(開設者死亡届及び失効も含む。)を受けた施設に係る①施設名称、②開設者名、③施設所在地、④廃止届出日及び⑤廃止日に限る。ただし、上記期間内に該当する施設	10	1									保健医療局保健政策部保健 政策課
R6. 10. 23		が存在した場合に限る。 一般診療所台帳、歯科診療所台帳(西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和6年10月23日から令和6年11月21日まで に、新規に開設の届出を受けた施設(ただし、廃止を除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設年月日、⑥診療科目に限 る。)	11		1							文書不存在(該当する情報が存在しない)	保健医療局(健政策部保(政策課
R6. 10. 23		一般診療所台帳、歯科診療所台帳(西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和6年10月23日から令和6年11月21日までに、新規に開設の届出を受けた施設(ただし、廃止を除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設年月日、⑥診療科目に限る。) 一般診療所台帳及び歯科診療所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和6年10月23日から令和6年1	11	1									保健医療局保健政策部保健政策課
R6. 11. 1		1月21日までに、廃止届(開設者死亡届も含む)及び再開届を受理している施設(ただし、企業内及び施設内を含む。)の①施設名称、②施設所在地、③開設者名 (法人名等)、④廃止年月日又は再開年月日、⑤廃止届出日又は再開届出日に限る。) 南多摩保健所管内の診療所台帳及び歯科診療所台帳のうち、令和6年11月1日現在、開設の届出を受けている施設(ただし廃業を除く)に係る①施設名称②施設所在 地③開設者名に限る。		1									保健医療局所
R6. 10. 31		1 手足口病(HFMD)を引き起こすとされているコクサッキーA16 (CA16)、CA6、エンテロウイルス71 (EV71) が病原体であることを証明する科学的根拠、論文等 2 手足口病(HFMD) が、コクサッキー A16 (CA16)、CA6、エンテロウイルス71 (EV71) によって引き起こされる科学的根拠、論文等 3 コクサッキーA16 (CA16)、CA6、エンテロウイルス71 (EV71) などのエンテロウイルスが急性髄膜炎や急性脳炎を引き起こす科学的根拠、論文等 4 コクサッキーA16 (CA16)、CA6、エンテロウイルス71 (EV71) などのエンテロウイルスがヒトからヒトへうつる科学的根拠、論文等 5 手足口病(HFMD)の予防として有症状中の接触予防策および飛まつ予防策が重要であり、特に手洗いの励行などは重要である。とされていますがその科学的根拠、			1							文書不存在(該当する情報が存在しない)	保健医療局染対策部防課
R6. 10. 29		論文等 1 ヒトパピローマウイルス (HPV) の存在を証明する科学的根拠、論文等 2 ヒトパピローマウイルス (HPV) がヒトからヒトへうつる科学的根拠、論文等 3 ヒトパピローマウイルス (HPV) が性行為によってうつる科学的根拠、論文等 4 ヒトパピローマウイルス (HPV) は、子宮頸がん、肛門がん、膣がんなどのがんや、尖圭コンジローマ等、多くの病気の発生に関わっているという科学的根拠、論文等 5 HPV感染症を防ぐワクチン (HPVワクチン) に効果があるという科学的根拠、論文等 6 HPV感染症を防ぐワクチン (HPVワクチン) が安全であるという科学的根拠、論文等			1							文書不存在(該当する情報が存在しない)	保健医療局 染対策部防 課
R6. 11. 1	R6. 11. 13	南多摩保健所管内の薬局台帳及び卸売販売業台帳のうち、令和6年11月1日現在、開設の許可を受けている施設に係る①施設名称、②施設所在地、③開設者名、④許可番号及び⑤許可有効期限に限る。		1									保健医療局 多摩保健市 連携課
R6. 10. 30	R6. 11. 13	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳(立川市、国立市(多摩立川保健所)、府中市、調布市、狛江市(多摩府中保健所))(令和6年9月30日から令和6年10月29日までに新規に開設を確認した施設(ただし、廃業は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者氏名、⑤確認年月日、⑥代表者名、⑦営業者所在地、⑧営業者電話番号及び⑨営業形態(ただし、⑥、⑦及び⑧については営業者が法人の場合のみ。⑨はクリーニング所台帳のみ。)に限る。)		1									保健医療局 健政策部保 政策課
R6. 10. 30	R6. 11. 13	薬局台帳(東大和市(多摩立川保健所)、府中市(多摩府中保健所)小平市、東村山市及び清瀬市(多摩小平保健所))(令和6年9月30日から令和6年10月2 9日までに新規に開設を許可した施設(ただし、廃業は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤許可年月日及び⑥開設者所在 地(ただし、⑥は開設者が法人の場合のみ)に限る。)		1									保健医療局 健政策部保 政策課
R6. 10. 30	R6. 11. 13	診療所台帳、歯科診療所台帳(国立市、東大和市(多摩立川保健所)、府中市、調布市(多摩府中保健所)小平市及、東村山市及び東久留米市(多摩小平保健所)) (令和6年9月30日から令和6年10月29日までに新規に開設届を受理した施設(ただし、廃業は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、 ④開設者氏名、⑤開設届出年月日及び⑥法人代表者名、⑦法人所在地及び⑧法人電話番号(ただし、⑥、⑦及び⑧は開設者が法人の場合のみ。)に限る。) 施術所台帳(立川市(多摩立川保健所)、小平市及び東村山市(多摩小平保健所))(令和6年9月30日から令和6年10月29日までに新規に開設届を受理し た施設(ただし、廃業は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤開設届出年月日、⑥法人代表者名、⑦法人所在地、⑧法人電 話番号(ただし、⑥、⑦及び⑧は開設者が法人の場合のみ。)及び⑨業務の種類(あ・は・き・柔の別)に限る。)		1									保健医療局 健政策部保 政策課
R6. 10. 30	R6. 11. 13	食品関係営業台帳(立川市、国立市、東大和市、武蔵村山市(多摩立川保健所)、府中市、調布市、狛江市(多摩府中保健所)、小平市、東村山市、清瀬市及び東久留米市(多摩小平保健所))(令和6年9月30日から令和6年10月29日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設(ただし、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設、自動車販売、臨時販売、移動販売、自動販売機、行商、廃業届を受けた施設、廃業を確認した施設及び法改正に伴い新法に基づく許可又は届出を受けたことにより廃業処理を行った施設は除く。)に係る①屋号、②営業所所在地、③営業所電話番号、④申請者氏名、⑤初回許可年月日又は届出年月日、⑥営業の種類(大・小)、⑦法人代表者名、⑧法人所在地、⑨法人電話番号(ただし、⑦、⑧及び⑨は申請者が法人の場合のみ。)及び⑩許可番号又は届出番号に限る。)		1									保健医療局 健政策部保 政策課
R6. 10. 30	R6. 11. 13	理容所台帳及び美容所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ管内保健所)(令和6年6月1日から令和6年9月30日までに、新規に営業を確認した施設(ただし、廃止を除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名(法人の場合は法人名)、⑤法人所在地、⑥法人電話番号及び⑦確認年月日に限る。ただし、上記期間内に該当施設が存在した場合に限る。)旅館施設台帳(西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩小平保健所及び島しょ管内保健所)(令和6年6月1日から令和6年9月30日までに、新規に営業の許可を受けた施設(ただし、廃止を除く。)に係る①施設を解する。②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名(法人の場合は法人名)、⑤法人所在地、⑥法人電話番号及び⑦野の年日日に関え、ただし、長記期間内に該当体を記が存在した場合に関え、とい、「日本の場合は法人名)、⑤法人所在地、⑥法人電話番号及び⑦野の原とは、「日本の場合は法人名)、⑤法人所在地、⑥法人電話番号及び⑦野の原とは、「日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合は、日本の場合に関する。)、「日本の場合に関する。)、「日本の場合に関する。)、「日本の場合に関する。」、「日本の場合に関する。」、「日本の場合に関する。」、「日本の場合に関する。」、「日本の場合に関する。」、「日本の場合に関する。」、「日本の場合に関する。」、「日本の場合に関する。」、「日本の場合に関する。」、「日本の場合に関する。」、「日本の場合に関する。」、「日本の場合に関する。」、「日本の場合に関する。」、「日本の場合に関する。」、「日本の場合に関する。」、「日本の場合に対し、「日本の場合に、「日本のは、「日本の場合に、「日本のは、「	9	1									保健医療局 健政策部保 政策課
R6. 10. 30	R6. 11. 13	許可年月日に限る。ただし、上記期間内に該当施設が存在した場合に限る。) 診療所台帳及び歯科診療所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和6年6月1日から令和6年9月30日 までに新規に開設の届出を受けている施設(ただし、廃止を除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名(法人の場合は法人名)、⑤法 人所在地、⑥法人電話番号、⑦開設年月日及び⑧診療科目に限る。)	10	1									保健医療局 健政策部保 政策課

月整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開部開示開示	不有	「答 E 拒	1 2 号	3 4 号 号	5 6 号 号	7 8 号 号	9 不開示理由等 所管局部課等
	5. 10. 31	R6. 11. 14	医療法人社団〇〇が提出した以下の文書。 (1) 医療法人設立認可申請書に添付された以下の文書。 (定款、設立総会議事録、財産目録、役員・社員名簿、履歴書及び役員就任承諾書) (2) 役員変更届(ただし、監事を就任者、辞任者、退任者、死亡者、改正・住所変更者とするもの。)に添付された以下の文書。 (議事録、履歴書、就任承諾書、辞任届)		1		否	1	1 1			(東京都情報公開条例第7条第2号に該当) 対象部分は、当該法人の役員個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため (東京都情報公開条例第7条第3号に該当) 対象部分は、公にすることにより、当該法人の競争上の地位が損なわれる可能性があると認められるため (東京都情報公開条例第7条第4号に該当) 対象部分は、公にすることにより、偽造等のおそれがあり、犯罪の予防に支障を及ぼすと認められるため。
17 R	5. 10. 31	R6. 11. 14	医療法人社団〇〇が提出した以下の文書。 (1)役員変更届(ただし、監事を就任者、辞任者、退任者、死亡者、改正・住所変更者とするもの。)に添付された以下の文書。 (役員名簿)			1						(東京都情報公開条例第7条第2号に該当) 対象部分は、当該法人の役員個人に関する情 報であって、特定の個人を識別できるものであ るため
18 F	6. 11. 1	R6. 11. 15	理容所台帳及び美容所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和6年10月1日から令和6年10月 31日までに新規に営業を確認した施設の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号及び④施設開設者名(法人の場合は、⑤法人所在地、⑥法人代表者名、⑦法人電話番号)。)		1							保健医療局保 健政策部保健 政策課
19 F	6. 11. 1		施術所台帳(あはき・柔整)(南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和6年10月1日から令和6年10月31日までに新 規に開設の届出を受けた施設の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号及び④施設開設者名(法人の場合は、⑤法人所在地、⑥法人電話番号)。)		1							保健医療局保 健政策部保健 政策課
20 F	6. 11. 1	R6. 11. 15	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳(あはき・柔整)(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和6年1 0月1日から同月31日までに、開設の届出を受けた施設(ただし、廃止を除く。)の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤業務の種類 (あ・は・き・柔の別)(施術所台帳のみ)及び⑥届出年月日に限る。)		1							保健医療局保 健政策部保健 政策課
21 F	6. 11. 1	R6. 11. 15	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和6年10月1日から 同月31日までに、新規に営業を確認した施設(ただし、廃業を除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④確認年月日、⑤営業者名に限る。)		1							保健医療局保 健政策部保健 政策課
22 F	6. 11. 1	R6. 11. 15	薬局台帳及び医薬品卸売販売業台帳(南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和6年10月1日から同月31日までに、新規に許可又は再開をした施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名及び⑤開設又は再開年月日に限る。) 薬局台帳及び医薬品卸売販売業台帳(西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和6年10月1日から同月31日までに、新規に廃止又は休止の届出を受けた施設(保健所が廃止を確認した施設を含む)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤廃止又は休止年月日及び⑥廃止又は休止届出日に限る。) 診療所台帳及び歯科診療所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和6年10月1日から同月31日ま		1							保健医療局保健政策部保健政策課
23 F	6. 11. 1	R6. 11. 15	でに、新規に開設又は再開の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設又は再開年月日及び⑥開設又は再開届出日に限る。) 診療所台帳及び歯科診療所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和6年10月1日から同月31日までに、新規に廃止又は休止の届出(開設者死亡届を含む。)を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤廃止又は休止年月日及び⑥廃止又は休止届出日に限る。)		1							保健医療局保 健政策部保健 政策課
24 R	6. 11. 19	R6. 11. 15	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和6年10月1日から 同月31日までに、新規に営業を確認した施設(ただし、廃業を除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④確認年月日、⑤営業者名に限る。)		1							保健医療局保 健政策部保健 政策課
25 F	6. 11. 1		診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳(あはき・柔整)(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和6年1 0月1日から同月31日までに、開設の届出を受けた施設(ただし、廃止を除く。)の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤業務の種類 (あ・は・き・柔の別)(施術所台帳のみ)及び⑥開設届出日に限る。)		1							保健医療局保 健政策部保健 政策課
26 F	6. 11. 1	R6. 11. 15	理容所台帳及び美容所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和6年10月1日から令和6年10月31日までに、開設を許可又は確認している施設(ただし、廃止を除く。)の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者氏名、⑤営業者所在地、⑥営業者電話番号、⑦法人代表者氏名、⑧確認年月日及び⑨確認番号(ただし、⑤⑥及び⑦は営業者が法人の場合に限る。)。)		1							保健医療局保 健政策部保健 政策課
27 F	6. 11. 1		理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳(国分寺市(多摩立川保健所)、武蔵野市、小金井市、三鷹市(多摩府中保健所)及び西東京市(多摩小平保健所)。)(令和6年10月1日から令和6年10月31日までに新規に開設を確認した施設(ただし、廃業は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名及び⑤確認年月日に限る。)	2	1							保健医療局保 健政策部保健 政策課
28 F	6. 11. 1	R6. 11. 15	立川市、国立市、東大和市、武蔵村山市(多摩立川保健所)、府中市、調布市、狛江市(多摩府中保健所)、小平市、東村山市、清瀬市及び東久留米市(多摩小平保健所)における薬局台帳のうち、令和6年10月30日から令和6年11月28日までに新規に開設を許可した施設(ただし、廃業は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤許可年月日及び⑥開設者所在地(ただし、⑥は開設者が法人の場合のみ)に限る。ただし、上記期間内に該当の施設が存在した場合に限る。	4	1							保健医療局保 健政策部保健 政策課
29 F	6. 11. 1	R6. 11. 15	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳(あはき・柔整)(武蔵野市、小金井市、三鷹市(多摩府中保健所)及び西東京市(多摩小平保健所)。)(令和6年1 0月1日から令和6年10月31日までに新規に開設届を受理した施設(ただし、廃業は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名 及び⑤開設届出年月日に限る。)		1							保健医療局保 健政策部保健 政策課
30 F	6. 11. 1	R6. 11. 15	食品関係営業台帳(国分寺市(多摩立川保健所)、武蔵野市、三鷹市、小金井市(多摩府中保健所)及び西東京市(多摩小平保健所)。)(令和6年10月1日から 令和6年10月31日までに新規に営業の許可を受けた施設(ただし、法改正に伴い改めて許可を受けた施設、自動車販売、臨時販売、移動販売、自動販売機、露店 及び廃業は除く。)に係る①屋号、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤許可年月日、⑥法人代表者名、⑦法人所在地及び⑧法人電話番号(ただし、⑥、 ⑦及び⑧は申請者が法人の場合のみ。)。)	12	1							保健医療局保 健政策部保健 政策課
31 R	3. 11. 11		医薬品、医薬部外品、化粧品、再生医療等製品、医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業、製造業並びに医療機器修理業に係る許可、登録、届出事務取扱要領 (令和 5 年 7 月 1 日改訂版)		1							保健医療局健 康安全研究セ ンター広域監 視部医療機器 監視課
32 F	6. 11. 5	R6. 11. 19	理容所台帳、美容所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和6年10月1日から同月31日までに開設を確認した施設(ただし、廃業を除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設者電話番号、⑥確認年月日及び⑦確認番号(ただし、⑤は申請者が法人の場合のみ。)に限る。) だし、⑤は申請者が法人の場合のみ。)に限る。) 程の所台帳、美容所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和6年10月1日から同月31日までに廃止の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設者電話番号、⑥廃止届出年月日及び⑦確認番号(ただし、⑤は申請者が法人の場合のみ。)に限る。)	10	1							保健医療局保健政策部保健政策部保健政策課

月 整理請求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	存否応答拒否	1 2 号	3 号	4 5 号 号	6 7号号	8号号	9号	不開示理由等	所管局部課等
32 R6. 11. 5	R6. 11. 19	施術所(あはき・柔整)台帳(南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和6年10月1日から令和6年10月31日までに 開設の届出を受けている施設(ただし、廃業を除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号及び④開設者名、(法人の場合は、⑤法人電話番号。)、 ⑥開設届出日及び⑦開設年月日に限る。) 施術所(あはき・柔整)台帳(南多摩保健所。多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和6年10月1日から令和6年10月31日までに 廃止の届出を受けている施設(ただし、廃業を除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、(法人の場合は、⑤法人電話番号。)、⑥ 廃止届出年月日及び⑦廃止年月日に限る。	10	1										保健医療局保 健政策部保健 政策課
33 R6. 11. 5	R6. 11. 19	食品関係営業台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ管内保健所における、令和6年10月1日から同月31日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設(ただし、自動車、臨時、移動、てんぷら船、屋形船、行商、自動販売機、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④業種(従業種も含む)、⑤開設者名、⑥開設者電話番号、⑦初回許可年月日又は初回届出年月日、⑧有効期間始期及び⑨許可又は届出番号(ただし、⑥は申請者が法人の場合のみ。)に限る。)食品関係営業台帳(西多摩保健所、南摩保健所、多摩は保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和6年10月1日から同月31日までに廃止の届出を受けている施設(ただし、自動車、臨時、移動、てんぷら船、屋形船、行商、自動販売機は除く。)に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④業種(従業種も含む)、⑤開設者名、⑥開設者電話番号、⑦廃止届出年月日及び⑧許可又は届出番号(ただし、⑥は申請者が法人の場合のみ。)に限る。)	10	1										保健医療局保 健政策部保健 政策課
34 R6. 11. 1	10.11.21	(1) 南多摩保健所管内の診療所台帳及び歯科診療所台帳のうち、令和6年11月15日現在、開設の届出を受けている施設(ただし廃業を除く)に係る①施設名称②開設者③施設所在地④開設年月日⑤診療科目及び⑥施設電話番号 (2) 南多摩保健所管内の診療所台帳及び歯科診療所台帳のうち、令和6年4月26日から令和6年11月15日までに休廃止の届出を行った施設に係る①施設名称②開設者③施設所在地④休止又は廃止年月日⑤診療科目及び⑥施設電話番号		1										保健医療局南 多摩保健市町 連携課
35 R6. 11. 1	R6. 11. 22	南多摩保健所管内の薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳のうち、令和6年11月15日現在、開設の許可を受けている施設(ただし廃業を除く)に係る①施設名称②開設者③施設所在地④許可番号⑤許可期限及び⑥施設電話番号に限る。		1										保健医療局南 多摩保健市町 連携課